

優 先 交 渉 権 者 決 定 基 準

審査は、提出書類及びプレゼンテーションについて、下記項目に基づき採点を行います。各委員の採点を合計し、平均点が70点以上で、なおかつ最高得点を獲得した者を優先交渉権者とします。

なお、最高得点者が複数となった場合は、「業務体制」と「企画・提案」の2つの項目の合計点が一番高い者を優先交渉権者とします。

種別	大項目	配点 (大)	小項目	配点 (小)
内容点（書類及びプレゼンテーション）	業務体制	20	事業実施に十分な人員配置となっているか	5
			十分なコーディネート能力を有する職員を配置しているか	10
			配置される職員への研修等、業務に必要な能力向上の努力はみられるか	5
	企画・提案	45	登録団体や市民等が利用しやすい施設管理体制となっているか	5
			市内の市民活動団体に対する十分な運営支援、伴走支援が期待できるか	10
			施設や市内の市民活動について効果的な情報発信が期待できるか	10
			協働のまちづくりにつながる中間支援・コーディネートが期待できるか	10
			市民活動の推進に必要な講座・イベント等が企画されているか	5
			市民活動団体による補助金・助成金活用や相互連携の促進が期待できるか	5
	実績	15	協働事業に関する十分な実績を有しているか	10
			責任者を含め配置される職員の業務実績は十分か	5
	取組姿勢	10	具体的かつ実施可能な事業計画となっているか	5
			業務目的を達成するために必要な独自の業務提案がなされているか	5
内容点（計）		90		
価格点		10	（最低見積金額）÷（見積金額）×10 ※小数点以下四捨五入	
合計		100		